

許容濃度等の勧告（2011 年度）に関する正誤表

平成 24 年 1 月 日本産業衛生学会許容濃度等委員会

産業衛生学会誌（53 巻 5 号, 2011 年 9 月号）に掲載の許容濃度等の勧告（2011 年度）に誤りがありましたので、下記のように訂正いたします。細心の注意を払って作成しておりますが、繰り返し改訂を加えてきた大きな文書であり、誤植等が残っている可能性があります。お気づきの点がありましたら、学会事務局<sanei.kondo@mbr.nifty.com>までお問い合わせください。

1. 表 I-1 許容濃度

	感作性分類皮膚の項
p.179 エチレンジアミン [107-15-3]	1 → 2
p.180 チウラム [137-26-8]	1 (追加)
p.180 テレピン油	2 → 1
p.181 <i>m</i> -フェニレンジアミン [108-45-2]	1 → 3
p.181 <i>o</i> -フェニレンジアミン [95-54-5]	1 → 3
p.182 無水ヒドラジンおよび ヒドラジン一水和物 [302-01-2/7803-57-8]	2 → 1
p.182 ロジウム (可溶性化合物, Rh として) [7440-16-6]	1 → 2

2. 表 I-2 許容濃度 (暫定値) p.183

トリクロロホン [52-68-6] 行全体を削除

ニッケル化合物 (Ni として, ニッケルカルボニル

→ ニッケル化合物 (総粉塵) (Ni として, ニッケルカルボニル

3. 表 I-3 粉塵の許容濃度 p.183

滑石 → タルク

石綿粉塵^{**・†} → 石綿粉塵^{**・†} (*を追加)

[注] 1. 吸入性結晶質シリカ → 1. *吸入性結晶質シリカ滑石 (*を追加)

4. 表 III-1 発がん物質のうち, p.186 表 III-1 (続き) 第 2 群 B

ニッケル (金属) → ニッケル化合物 (ニッケルカルボニル, 製錬粉塵を除く)^{**・†}

5. 表 IV-1 感作性物質 p.188

気道 第 1 群 トルエンジイソシアネート (TDI) 類 → トルエンジイソシアネート (TDI)^{*}皮膚 第 1 群 ヒドラジン → ヒドラジン^{*}皮膚 第 2 群 ポリ塩化ビニル可塑剤² → ポリ塩化ビニル可塑剤^{*}皮膚 第 2 群 トルエンジイソシアネート (TDI) 類 → トルエンジイソシアネート (TDI)^{*}

脚注

[2. 全ての可塑剤が同定されているわけではない.] を削除

[*当該物質自体ないしその化合物を示すが, 感作性に関わる全ての物質が同定されているわけではない.]

→ [2. *感作性に関わる全ての物質が同定されているわけではない.]